

「いじめ防止基本方針」

須賀川市立第一小学校

平成25年9月28日の「いじめ防止対策推進法」の施行及び令和2年4月1日施行「学校教育法の一部を改正する法律」を受け、本校では、この法律の趣旨に則った学校としての基本方針を策定した。

また、令和6年4月に、本校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行った。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で当事者意識を高めて共有する。
- (3) いじめを絶対に許さない、被害に遭った児童は必ず守り通す姿勢を全教職員で共有する。
- (4) 起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

2 未然防止のための取組みの推進

- (1) 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (2) 「いじめ防止基本方針」（福島県教育委員会・須賀川市教育委員会）等を活用し、スクール・カウンセラー等を講師に招聘した校内研修を実施する。
- (3) 自己有用感や自己肯定感を育むことがいじめの未然防止になるという認識のもとに、小・中一貫教育の視点から、小・中学校9年間にわたる発達段階に応じた取組を推進する。
- (4) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) いじめを報告するのが悪い学校ではなく、いじめを発見し、解決するのが良い学校であるとの認識を持って取り組む。

具体的には以下の活動を行う。

- 特別な教科道徳の教科書「新しい道徳」、「ふくしま道徳教育資料集」等を活用する。特に「新しい道徳」を活用し思いやりの気持ちを高める取組を行う。
 - 命の大切さを学ぶ授業日（9月か10月：道徳）を設定する。
- (7) 情報モラル教育の徹底を目指し、メディアコントロールや専門家の講話等の機会指導するとともに、保護者会等を活用し、保護者の意識を高め、家庭と協働して推進する。

3 早期発見のための取組みの推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをよそおって行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組を推進する。

具体的には以下のような取組を行う。

(1) 日常的な観察

休み時間や放課後に児童と一緒に活動する中などで、児童の様子に目を配る。また、教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

(2) 教育相談

個人面談や家庭訪問の機会を活用したり、スクール・カウンセラーや養護教諭との連携のもとに教育相談を行う時間を設定したりするなど、児童の悩みを個別に聞く機会を設ける。

(3) 相談窓口の周知

スクール・カウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。

(4) 定期的なアンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法等を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を実施する。(定期年間7回実施、必要に応じ臨時に実施する。)

(5) 保護者、地域、関係諸機関からの情報収集

保護者、地域、関係諸機関からの情報を活用し、早期発見、早期対応を行う。また、家庭で実践できるチェックリストの作成・配布等を通して保護者からの情報を収集する。

4 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任(生徒指導部)、該当担任、養護教諭、特別支援コーディネーター等からなる、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

○ いじめ解決への援助・指導方針と分担

対 象	目 的	援助・指導内容	分 担
被害者 (保護者)	・被害者を必ず守る ・安心して登校できる(進学できる) ・再発防止	・児童を必ず守り通すという姿勢を明確にし、安心させるとともに、担任、養護教諭等が相談相手になる。 ・いじめの事実関係を児童の気持ちをじっくり共感的に受け止め、心の安定を図る。 ・学校での実態把握、対応策を伝え、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。 ・児童が決して一人で悩まず、親や教師の誰にでも相談できることを指導する。(相談しやすい教師) ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を提案し、やる気を起こさせ自信を回復させる。	担任 養護教諭他 生徒指導 担任 学年主任 学年 担任 学年

	・再び友達として仲良く行動できるようにする	・仲直り、許されたとして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して観察・見守る。中学校へ重要案件として引き継ぎ、再発防止を小中連携して取り組む。	担任 学年 全校
加害者 (保護者)	・いじめた行為を反省できるようにする ・何がいじめであるか分る - いじめの再発防止 ・家庭との共有 学校生活に目的を持つ	・いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解し、いじめが人間として許されない行為であることを理解する。そして、自ら反省し、心から謝罪できるように継続的に関わる。 ・集団内の力関係や一人一人の言動について指導し、望ましい友人関係の構築をサポートする。 ・教師の気づかないところで再びいじめが起こることのないよう継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。 ・保護者に児童の様子を定期的に伝える。また、家庭での様子を聞く。 ・進級・卒業までに自分たちでできること(学校のため、クラスのため、仲間のため)を考え、行動できるように援助する。	担任 学年主任 担任 学年 生徒指導 担任 学年 全校
傍観者、 学級全体	・何がいじめであるか分かる ・いじめのない 雰囲気をつくる ・児童との信頼 関係の醸成 ・学校生活に目標を持つ ・道徳の授業	・自分たち同じクラスでいじめがあったこと、そのために苦しんでいる仲間がいることから、何が問題であったか、学級全体で考える時間を設け、二度といじめをしない、起きないように、起こさないようにするための方策を全員で考える。 ・わかる、できる授業、人間関係作りに重点を置き、継続的に指導する。 ・児童とのコミュニケーションを増やし、児童が何でも言える、受け止める雰囲気をつくる。 ・進級・卒業までにどのようなことをして、学校生活を充実していくか考えさせ、全員で取り組むことができるように支援していく。 ・道徳の授業で、心を大切に教育を実施する。	担任 学年 全校 担任 学年 担任
学年全体	・何がいじめであるか分かる 再発防止 ・保護者との連携	・同じ学年でいじめが起きたことを深く考える。そして、各々のクラスについて見つめ直し、気づいたことについて話し合う。 ・いじめの被害者、加害者、傍観者にならないよう、早期に勇気を持って誰かに言うこと(相談)の大切さを指導する。 ・複数の目で児童を見るように、合同授業や交換授業を行い、気がついた点について情報交換する。 ・学年懇談会で事実及び再発防止策を説明し、協力をお願いする。	学年主任 学年 学年主任 学年 保護者

学校全体	・早期発見、早期対応 ・未然防止	・いじめに関するアンケートを実施し、早期発見早期対応に努める。 ・児童に何がいじめか指導し、いじめへの理解を深める。そして、自分が加害者や傍観者にならないように支援する。 ・教職員がいじめ問題への取組をチェックし、危機意識、危機管理体制を点検整備する。 ・いじめ対策委員会を年間計画に位置付け、定期的開催する。 ・児童対象の教育相談を随時行う。	生徒指導 各担任 全校 教職員 生徒指導 全校
家庭・地域	・いじめについての理解	・生徒指導日より、学年通信等をおして提示し、早期のチェックができるようにする。	生徒指導 学年主任
ネット上のいじめへの対応	・児童のプライバシー保護 ・情報モラル啓発	・ネット上の不適切な書き込みには即座にプロバイダに削除を求める対応をとる。 ・児童の生命への危険がある場合、須賀川警察署に連絡し、適切な援助を求める。 ・使用における児童・保護者への情報モラルの啓発を行う。	情報教育 生徒指導 全校

- (2) いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに校内組織に報告して情報を共有する。
- (3) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童からの聴き取りを行い、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全教職員で共通理解を図る。
- (5) いじめの加害者や被害者への指導・配慮するとともに、集団として好ましい活動ができるように校内組織を中核として継続して指導する。
- (6) いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導や引継ぎを行う。
- (7) いじめの早期対応にあたっては校内組織と関係諸機関との迅速な連携を図るために、PTA役員や同窓会などの学校外部団体等を活用する。

5 「重大事態」への対応と教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー 須賀川警察署などの協力を得て解決に取組とともに再発防止の対応を行う。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときは、躊躇することなく須賀川警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。
- (4) PTA役員等の会議の機会を活用し、いじめ等の解決に向けて、家庭・地域と一緒に考え、行動する取組を推進する。

- (5) 被害児童に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。さらに、状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を講じる。被害児童及び保護者のケアのために、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用する。

「重大事態の」を以下のようにとらえる。

「重大事態」の考え方（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、事実関係等を確認の上、早急に保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

<参考>

肉体的苦痛を伴わないものでない限り、放課後等に教室に残留させる、授業中に教室内で起立させる、学習課題や清掃を課す、学校当番を多く割り当てる、立ち歩きの多い児童を叱って席につかせる、練習に遅刻した児童を試合に出さずに見学させるなどは通常、懲戒権の範囲内と判断される。
(平成25年3月 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例)

上記のことは、職員会議、服務倫理委員会、教職員人事評価面談等の機会をとらえ、教職員に徹底する。

8 年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導用写真撮影(顔がわかる写真) ○指導上留意すべき児童の調査① (生活・行動・健康面) ○第1回生徒指導全体会(事例研究会-指導上留意すべき児童の共通理解) ○生活アンケート実施① (いじめの実態調査と事後指導)	◎児童との信頼関係作成(居場所作り、絆作り) ◎わかる授業づくり ○いじめに対する方針の説明、学校ホームページへの掲載
5	○「校内・校外生活のきまり」確認と指導 ○生活アンケート実施② (いじめの実態調査と事後指導) ○地域訪問 ○生徒指導・特別支援教育委員会	・規律正しい態度の育成(チャイム着席、話し方・聞き方の徹底) ・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催

6	○生活アンケート実施③（いじめの実態調査と事後指導） ○指導上留意すべき児童の調査②（生活・行動・健康面） ○一小一中連携授業・生徒指導協議会 ○生徒指導・特別支援教育委員会	・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催 ・小中連携での児童の様子報告・情報共有
7	○生活アンケート実施④（いじめの実態調査と事後指導） ○個別懇談実施（家庭との連携） ○夏季休業事前指導 ○第2回生徒指導全体会（1学期の反省、生活アンケートの考察）	・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催 ・家庭からの情報等への対応 ・夏季休業事前指導
7 ～ 9	○教育相談（全保護者） ○生活アンケート実施⑤（いじめの実態調査と事後指導） ○生徒指導・特別支援教育委員会	・夏季休業中の反省 ・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催
10	○指導上留意すべき児童の調査③（生活・行動・健康面） ○生活アンケート実施⑥（いじめの実態調査と事後指導）	・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催
11	○一小一中連携授業 ○生活アンケート実施⑦（いじめの実態調査と事後指導）	・小中連携での児童の様子報告・情報共有 ・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催
12	○生活アンケート実施⑧（いじめの実態調査と事後指導） ○冬季休業事前指導 ○第3回生徒指導全体会（2学期の反省、生活アンケートの考察）	・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催 ・冬季休業事前指導
12 ～ 1	○生活アンケート実施⑨（いじめの実態調査と事後指導） ○生徒指導・特別支援教育委員会	・冬季休業中の反省 ・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催
2	○生活アンケート実施⑩（いじめの実態調査と事後指導） ○年間の反省と次年度の計画	・いじめが認識された場合、いじめ根絶チーム会議、ケース会議の開催
3	○第4回生徒指導全体会（3学期の反省と新学期へ向けて、諸問題について） ○年度末・年度始休業の事前指導 ○年間計画の見直し	・小中連携での児童の情報共有化（6年生） ・いじめ防止基本方針の見直し

9 いじめの解決

(1) いじめの解決を以下のようにとらえる

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものでなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

(「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」文科省 H25. 10)

(2) いじめの解消や解決についても、いじめの認知と同様に「いじめ問題対策委員会」により、組織的に判断をするとともに、保護者・関係機関との現状の共有を行い、再発の可能性も想定した継続的な見守りを続ける。

10 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 年度当初の保護者会等で周知するとともに、学校ホームページに公表する。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」により、「いじめ防止基本方針」及び年間計画に基づいた取組の進捗状況について管理と点検を実施する。
- (3) 学校評価において、いじめ問題への取組を評価する。
- (4) 年度末及び適時、いじめの実態・現状について、保護者に公表する。
- (5) 点検・評価に基づき「いじめ防止基本方針」及び年間計画の見直しを行い、全教職員で共有する。